

児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー

札 幌 南 こ ど も 家 庭 支 援 セ ン タ ー

事 業 計 画

社 会 福 祉 法 人 札 幌 育 児 園

1. 社会福祉法人札幌育児園 事業理念及び基本方針

社会福祉法人札幌育児園は、ノーマライゼーションが実現される社会を目指し、多様な福祉サービスが、利用者の意向を尊重して総合的にされるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として事業を行う。

2. 設置・運営主体

社会福祉法人札幌育児園

3. 名 称

児童家庭支援センター『札幌南こども家庭支援センター』

4. 所 在 地

札幌市南区藤野6条2丁目427番地4
電 話 011-591-2200
F A X 011-591-4904
メールアドレス sapporoikujien@misut.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.ikujien.jp>

5. 札幌南こども家庭支援センター 基本方針

今日の子育て家庭の状況は、核家族化から生活事故への対応力、問題解決力、養育力の低下など、家庭機能の脆弱化が顕著になっており、これらは子どもの虐待などの社会的養護ニーズの増加という結果となっている。この様な状況に対し、社会福祉法人札幌育児園 札幌南こども家庭支援センターは、地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするケース応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、要保護児童、その家族に対する指導を行い、あわせて関係機関と連携・連絡調整等を総合的に行い、地域の子ども、子育て家庭の福祉向上を図るものとする。

1. 事業内容

(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて応じ、必要な援助を行う。

(2) 市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
市・区要保護児童対策地域協議会の活動

(3) 児童相談所からの受託事業

- ①児童相談所から、要保護性があり継続的な指導措置が必要とされるケースの指導
- ②児童虐待通告初期調査業務

(4) 関係機関等との連携・連絡調整

子どもや家庭への支援を迅速かつ的確に行うため、以下の関係機関等との連携・連絡調整を行う。

児童相談所、児童福祉施設、区保護課、区保健福祉課、区健康子ども課、主任児童委員、民生・児童委員、要保護児童対策地域協議会、区保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、幼稚園・小学校・中学校、北海道警察本部少年サポートセンター、女性相談援助センター、医療機関、札幌公共職業安定所、駆け込みシェルター運営委員会等

(5) 啓発活動

- ①地下鉄南北線車両に虐待防止に向けた啓発ステッカーを掲示